

「エコシティたかつ」推進方針(案)



2008(平成 20)年 12 月
川 崎 市

地球環境危機の時代に対応した、自然の賑わいとともにある
持続可能な循環型都市構造の再生と創造
～100年後のたかつのまちのために～

「エコシティたかつ」推進方針（案） 目次

1 「エコシティたかつ」推進方針について	1
(1) 「エコシティたかつ」推進方針策定の経緯	
(2) 「エコシティたかつ」推進方針とは	
(3) 方針の位置づけ	
(4) 計画対象区域	
(5) 計画期間	
(6) 計画の構成	
2 たかつのまち、地球温暖化の現状	6
(1) 高津区の地形と環境資源	
(2) 高津区の変遷とまちづくり	
(3) 地球温暖化の現状	
3 「エコシティたかつ」基本理念と基本目標	16
(1) 「エコシティたかつ」の基本理念	
(2) 「エコシティたかつ」実現のための基本目標	
4 「エコシティたかつ」の実現に向けた行動計画	19
(1) 基本的な考え方	
(2) 12のプロジェクト	
5 推進体制と計画の見直しの仕組み	24
(1) 「エコシティたかつ」推進会議の役割	
(2) プロジェクトの推進体制	
(3) 計画の検証・見直しの仕組み	
(4) 中長期的なプロジェクトの案	

6 これからの検討課題	27
-------------------	----

資料編	29
------------------	-----------

- 資料 1 「12 のプロジェクト」の進め方に関するメモ
- 資料 2 推進会議委員名簿
- 資料 3 検討の経過
- 資料 4 推進フォーラム・モデル事業等の実施概要一覧
- 資料 5 用語の説明

1 「エコシティたかつ」推進方針について

(1) 「エコシティたかつ」推進方針策定の経緯

2006（平成18）年からはじまった「高津区区民会議」では、高津区の課題について把握・整理を行い、審議を進めました。2007（平成19）年には、「環境まちづくり」を新たな審議課題に加えて審議し、次の3つの具体的な課題を設定しました。

課題① 環境問題に対する理解、普及啓発活動の必要性

課題② 身近な地球温暖化防止の取り組みの推進

課題③ まちづくりや活動を支えるしくみづくり

「環境まちづくり」は新たに選定された課題であるため、「高津区区民会議」での調査審議を継続しているとともに、今後の事業実施のあり方について審議中です。

「高津区区民会議」での調査審議を受け、区役所としてもこれから持続可能な地域社会の形成に向け、市民・事業者・学校・行政などの多様な主体による協働の取組を推進していくことが不可欠であると考えます。

そこで、市内でのモデルケースとして、区内の地域資源を活用しながら持続可能な地域社会「エコシティたかつ」の形成に向けた事業展開を促進するために、推進方針を市民協働で策定することになりました。

(2) 「エコシティたかつ」推進方針とは

「エコシティたかつ」推進方針は、地球環境危機の時代において、高津区で顕在化している自然環境、社会環境、生活環境に関する諸課題に対し、地域の多様な主体が協力して、総合的かつ多面的に取り組むための計画要素を含んだ基本的な方針です。

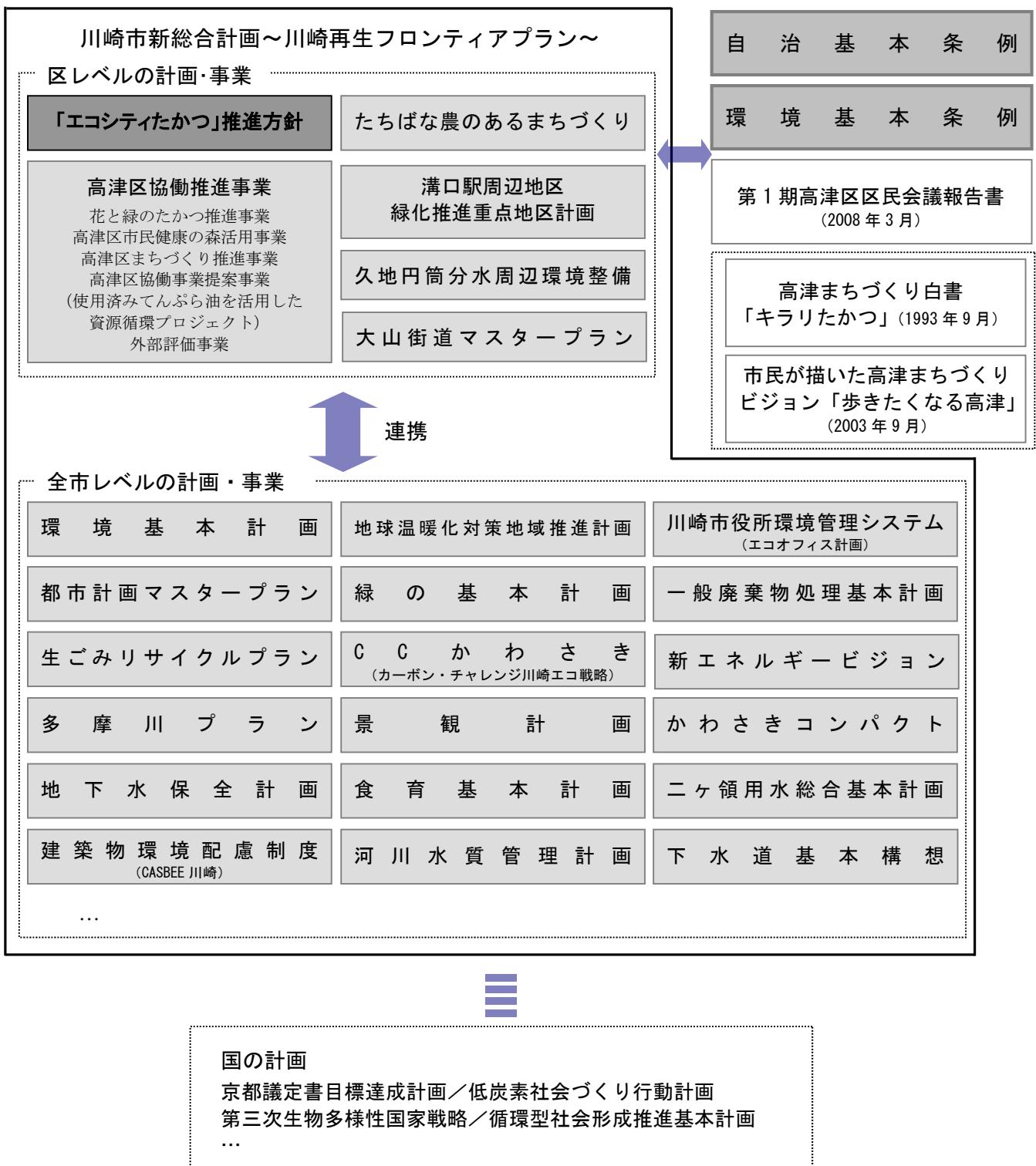
「エコシティたかつ」推進方針は、高津区で生活し、学び、働き、活動する様々な個人・組織が、地域社会の一員として「100年後のたかつのまちのために」行動するための指針となるものです。

地球環境危機の時代に対応し、自然の賑わいに溢れた持続可能な循環型都市「エコシティたかつ」の将来像を共有し、その実現に向けた目標と具体的な行動計画を示しています。

「エコシティたかつ」推進方針の策定には、区民、市民グループ、N P O、区内の学校関係者、区内の事業者、市（高津区役所をはじめとした関係課）の職員が参加しました。この推進方針に基づき、地域の多様な主体が、それぞれの立場から「エコシティたかつ」の理念に根ざした行動を起こし、それぞれの行動が相互に響き合い、支え合うような取り組みをともに進めます。

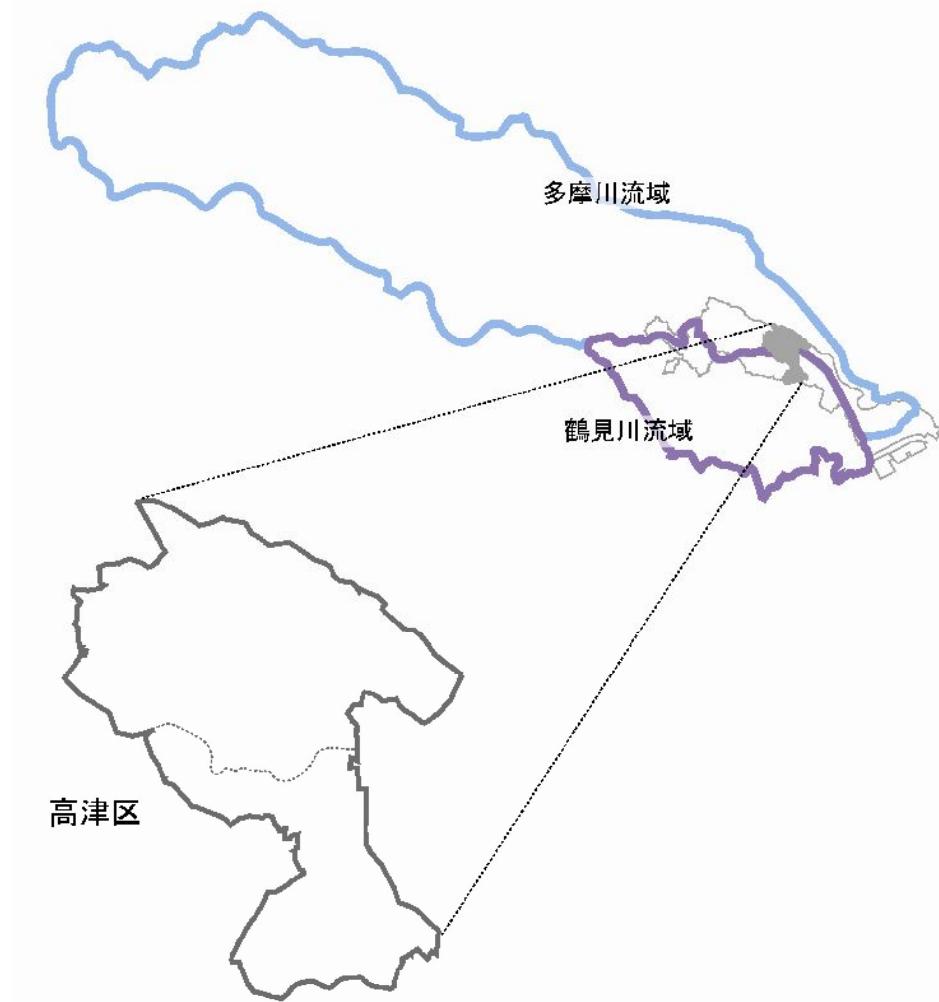
(3) 方針の位置づけ

「エコシティたかつ」推進方針は、自治基本条例、環境基本条例の趣旨を踏まえ、川崎市新総合計画（川崎再生フロンティアプラン）などの全市レベルの計画や、区レベルの計画・事業と連携した高津区の計画要素を含んだ方針です。



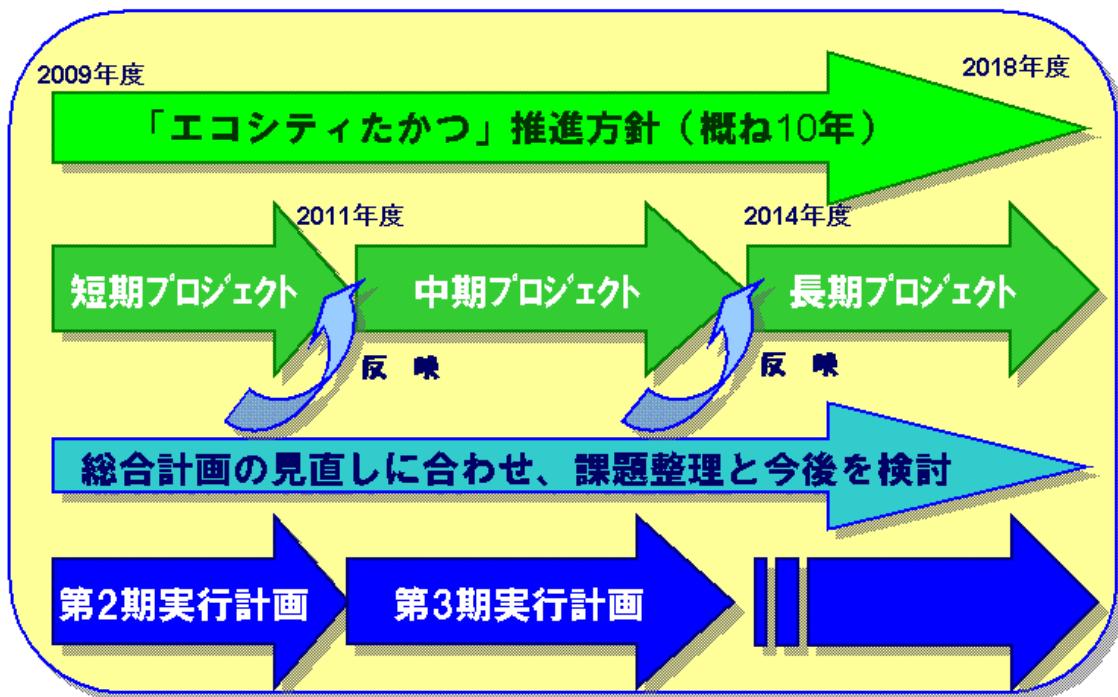
(4) 計画対象区域

高津区の全域 (17.1km^2) を計画対象区域とします。なお、計画の推進にあたっては、同一流域界にある周辺区域（流域とは、雨の水が水系に集まる範囲）をも考慮した計画とします。



(5) 計画期間

2009（平成21）年度～2018（平成30）年度



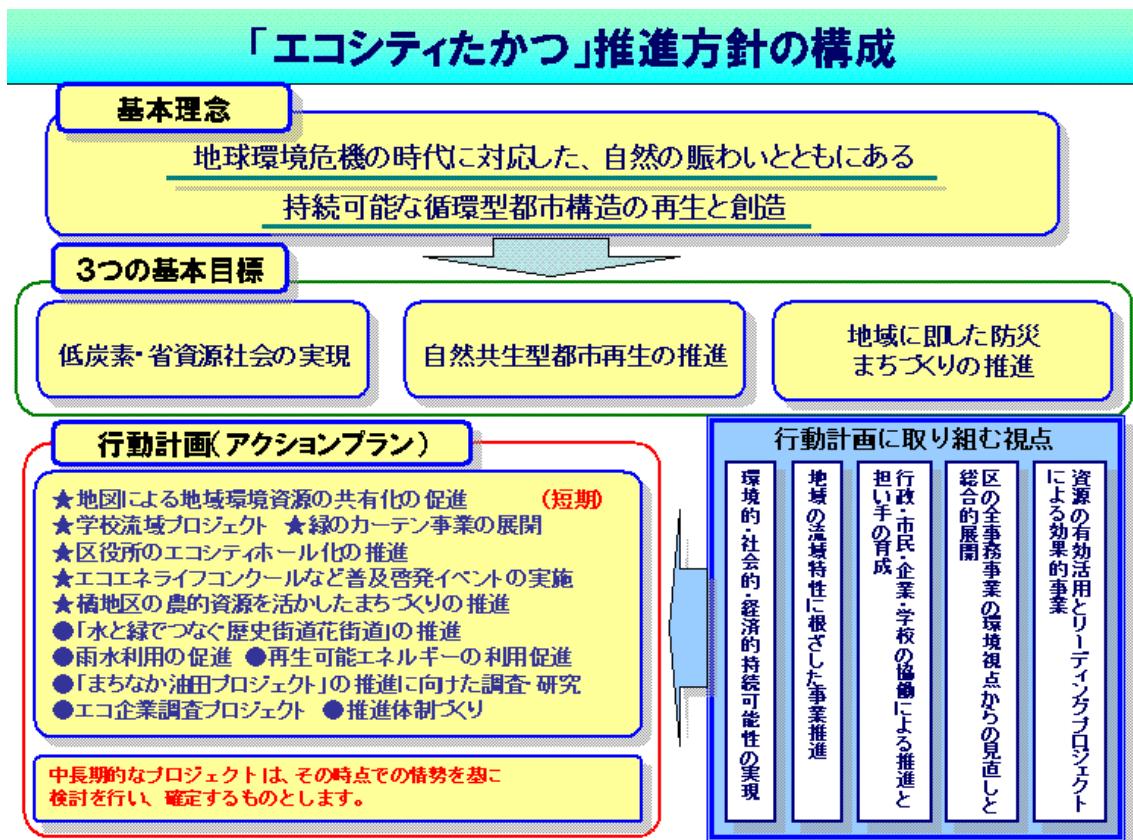
推進方針の計画期間は、2009（平成21）年度から2018（平成30）年度の概ね10年とします。そのうち、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第2期実行計画期間内の2か年の取り組みを短期「12のプロジェクト」として位置づけます。

第3期実行計画以降の取り組みについては、「中長期的なプロジェクトの案」とし、その事業内容を第3期以降の実行計画策定作業の中で検討し、その時点での情勢を基に検討し、その時点での課題に対応するために、推進方針を見直す中で確定します。

(6) 計画の構成

「エコシティたかつ」推進方針は、今後の急速な社会経済環境の変化の中においても、その変化に適切に対応し、計画の実行性を確保するために、計画の構造を「基本理念」、「基本目標」と「行動計画（アクションプラン）」とに分けています。

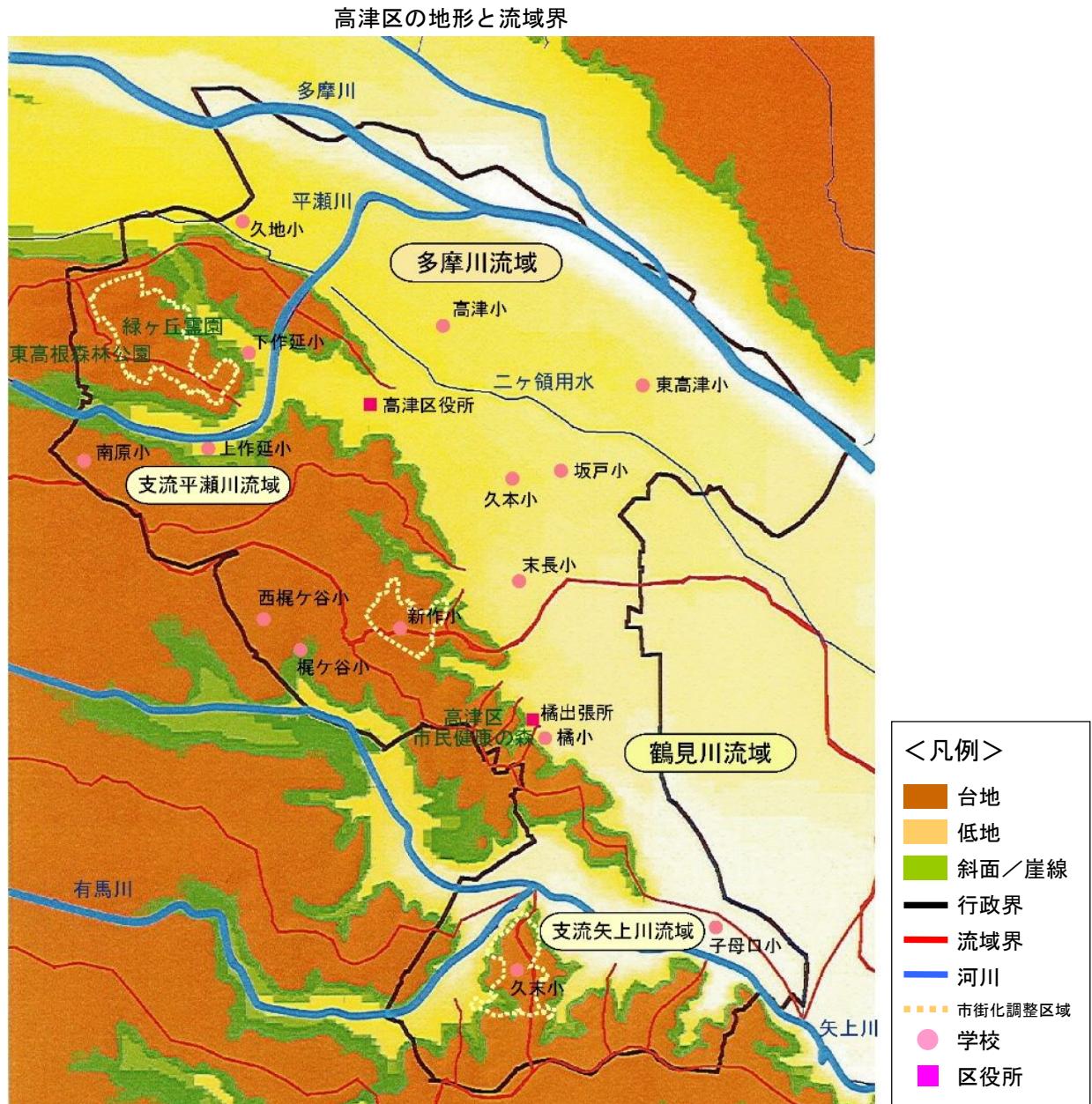
「基本理念」、「基本目標」は、高津区が多様な主体と協働で進める環境まちづくりの基本方針として、施策の基本方向を掲げる具体性を持った10年程度の計画とし、「行動計画（アクションプラン）」は、「基本理念」、「基本目標」の実現に取り組む施策の具体的な内容及び目標を明示した3か年程度の計画としています。



2 たかつのまち、地球温暖化の現状

(1) 高津区の地形と環境資源

高津区は、南に広がる下末吉台地地域と北側の多摩川方向に開けた平坦地で構成されています。久末などの農地や、崖線にそった緑（斜面緑地）が多く残っており、多摩川や平瀬川、矢上川、二ヶ領用水などの水系にも恵まれています。



使用データ：国土地理院高密度 10m メッシュ標高データ／国土基盤 2万5千分の1 地図

しかし、1960 年代以降の活発な宅地開発により 2007 年には、川崎市の樹林地や農地は、1955 年の 18.3%まで減少しました。高津区に残されている緑は、ほとんどが斜面地に存する樹林地であり（2008 年 3 月時点、68.8ha）、こうした樹林地をはじめとする、多摩川河川敷の緑地、久末、二子・諏訪、久地・宇奈根地区に残る農地や果樹園など、貴重な緑を保全することが求められています。また、緑の減少に伴い、生物の生息・生育空間も減少し、生態系への影響も懸念されています。

高津区の主な環境資源

土手からみた多摩川河川敷



22.2ha の水と緑の広大な緑地がある。野球場やマラソンコースなどのスポーツ施設や、親子ひろばなどの多様な施設がある。様々な整備・保全事業が実施されている。

久地円筒分水



1941 年建造。サイフォンの原理を応用し、久地二子掘、六ヶ村掘、川崎堀、根方堀、の四つに、常に一定の比率で分水している。1998 年国の登録有形文化財になった。

高津区市民健康の森



「森」部分（約 5.3ha）と、「丘」部分（約 2ha）で構成。2007 年 4 月、「丘」部分を「春日台公園」として一般開放。収穫祭やホタルの鑑賞会、小学校の体験学習なども行われている。

久末の農地



市街化調整区域内に 10.9ha の農地がある。主な生産物は、キャベツ、ブロッコリー、トマト、カリフラワー。若手の生産者が多く、農業が活発な地区である。

神庭緑地



約 1.9ha ある神庭緑地は、特別緑地保全地区に指定されている。たけのこ掘りに来た人によって緑地が荒らされるのを防いだり、竹で散策路を作ったり、伝言板を作ったりしている。

コラム

データでみる環境資源データ

公園緑地

	高津区	全市
基幹公園	39.4	459.2
特殊公園	49.4	87.1
都市林	10.6	41.2
緑道	0.6	8.9
都市緑地	0.9	57.1
合計	100.9	643.6
市民一人あたり の公園面積	4.9	4.9
	206,161 人	1,345,306 人

*面積単位 : ha *2007 年 3 月 31 日現在

樹林地

	高津区	全市
A ランク	35.3	415.4
B ランク	33.0	229.1
C ランク	0.5	8.1
合計	68.8	652.6

*面積単位 : ha *1,000m²以上の斜面緑地の現状

*ランクは、植生・地形等の自然的条件、歴史・景観等の社会的条件、上位計画等の計画条件を点数化し、分類したもの (A ランク : 25~17 点 B ランク : 16~10 点 C ランク : 9~3 点)

*2008 年 3 月調査

農地

	高津区	全市
市街化区域内農地	71.7	472.1
市街化調整区域内農地	12.6	178.5
合計	84.3	650.6

*面積単位 : ha *平成 20 年度固定資産概要調書 (2008 年 1 月 1 日現在)

湧水

高津区内合計	多摩川水系	鶴見川水系
106 か所	23 か所	83 か所

*2004 年度調査

(2) 高津区の変遷とまちづくり

高津区の変遷と概況

高津区は川崎市のはぼ中央に位置する人口 211,348 人の都市です(2008 年 4 月 1 日現在)。江戸時代から二子の渡しを中心に、大山街道沿いの二子から溝口にかけて発達し、丘陵部には社寺が点在し、その周辺には農村地帯が広がっていました。また、この高津の地は、大山街道と水系の軸として重要な二ヶ領用水の結節点でもあり、その二つの軸が出会う大石橋周辺が、かつての高津のまちの中心部でもありました。

1925（大正 14）年の二子橋の架設、1927（昭和 2）年の玉川電気鉄道（現在の東急田園都市線）の溝の口駅への乗り入れと南武鉄道の開通を契機に市街化が進みました。昭和初期には軍需産業の進展に伴い、武蔵溝ノ口駅周辺に精密機械や自動車部品など工場の進出が目立ち始め、同時に、労働者向けの住宅開発が進み市街化が加速しました。

第二次大戦後は、東京への通勤圏として渋谷に鉄道で直結する立地条件から住宅の需要が大きく、大規模な土地区画整理事業により大規模住宅団地の開発が進みました。同時に、東急田園都市線の鷺沼駅以西への延伸や第三京浜道路、東名高速道路の開通など、急激な都市化を支える都市基盤の整備が進められてきました。

高度経済成長期の住宅中心の市街化に続いて、1979（昭和 54）年市民プラザ、1989（平成元）年にかながわサイエンスパークがオープンし、さらに溝口駅周辺では、1997（平成 9）年に再開発により大型商業施設が立地するなど、高津区の中心となる市街地となってきています。

高津区の就業状況（2000 年国勢調査）をみると、区外に通勤通学する人が全体の約 70% を占め、特に東京都に就業先や通学先がある人が多くなっています。また、高津区の産業大分類別従業者数の割合をみると、製造業、卸売・小売業、サービス業が高くなっています。

区民参加のまちづくり

高津区では、1993（平成5）年、他の区に先駆けて、区づくり白書「キラリたかつ」を作成しました。区民が自ら地域の現状と課題を拾い出し、将来像を描き、取り組むべき提案事業を掲げました。1999（平成11）年、「高津区まちづくり協議会」がつくられ、区民参加のまちづくりが本格的にスタートし、市民健康の森の箇所選定や推進計画の策定、協議会のホームページ作成など行いました。さらに、2003（平成15）年、「キラリたかつ」の成果を検証し、「高津まちづくりビジョン」を作成しました。10年後の高津区を見据え、新たに取り組むべきプロジェクトを抽出し、ポリシー（基本方針）やプロジェクト、マネジメント（運営のしくみ）の考え方をまとめました。

<たかつポリシー>

- (1) 歩きたくなるまちをつくろう
- (2) 高津らしさを共有しよう
- (3) 絞りこんだプロジェクトで、まちを描こう
- (4) 歴史を未来につなぐ“いま”を耕そう
- (5) 「新しい公共」の社会実験を積み重ねよう

<たかつプロジェクト>

歩きたくなる高津の道

みんなが行きたい大山街道～訪ねて楽しいにぎわいのシンボルストリート
残そう、創ろう、高津の緑～住んでよかった、緑の高津
取り戻そう、水のある暮らし～めざせ！子どもが泳げる川
耕そう、地域コミュニティ～地域の問題を解決する新しい仕組みづくり

2006（平成18）年からはじまった「高津区区民会議」では、高津区の課題について把握・整理を行い、2006（平成18）年度には「子ども・子育て支援」「放置自転車問題」「安全・安心のまちづくり」の3つを優先的に取り組むべき課題として選定し、審議を進めました。また、2007（平成19）年度には、「環境まちづくり」を新たな審議課題に加えて審議し、次の3つの具体的な課題を設定しました。

課題① 環境問題に対する理解、普及啓発活動の必要性

課題② 身近な地球温暖化防止の取組の推進

課題③ まちづくりや活動を支えるしくみづくり

「環境まちづくり」は2年次目に新たに選定された課題であるため、第一期（2年間）で終了することなく、調査審議を継続しています。

高津区区民会議では、これまで次のような取組を進めてきました。

●学習会「地域からの地球温暖化対策について」の実施(2007年8月9日)

●現地調査「水と緑のネットワークづくり」(2007年8月24日)

●記念講演会・エコエネ座談会の開催（2007年10月1日）

●ゴーヤーによる「緑のカーテン大作戦」の推進

第4回区民会議（2008年3月13日開催）にて、友好自治体である那覇市から寄贈を受けたゴーヤーの種による「緑のカーテン大作戦」の先行的実施について協議・決定し、区民会議委員長名で、区内各町内会・自治会長に協力を要請しました。

モデル 200 世帯の推薦依頼、一般公募の 50 世帯と合わせて、計 250 世帯で展開、栽培講習会を開催しました。環境局による「緑のカーテン大作戦」と連携し、追加で種を 300 セット配布しました。この大作戦の一環として、区役所の緑のカーテンから採取されたゴーヤーを食材とした、区役所食堂での「区役所産ゴーヤーを食べよう」も展開しました。

区民会議の取組をひとりでも多くの区民に知っていただき、「区民とともに課題解決に取り組む区民会議」としての取組が広まっていくことが重要と考えます。

また、「川崎市都市計画マスタープラン高津区構想」では、計画策定に際し、つくる参加と決める参加の手続きを経ました。つくる参加では、前述の高津区まちづくり協議会委員や、町内会・自治会の推薦委員、公募委員などで形成される「都市計画マスタープラン検討委員会」により議論が重ねられ、「区民提案書」が取りまとめられました。

決める参加では、広く市民の意見を反映させたマスタープランとするために、素案説明会や素案の縦覧、パブリックコメント、案の縦覧等の都市計画決定に準ずる手続きを経て、最終的に、都市計画審議会に諮問し、その答申を受けて決定しました。そのため、「市民発意によるまちづくりルールの策定の指針」の性格を併せ持っているといえます。

都市計画マスタープランの実現・推進の基本的考え方は、2005（平成 17）年 4 月 1 日に施行された「自治基本条例」に沿っています。

計画の推進は、皆で共につくりあげたマスタープランを実現させるために、市民の役割、事業者の役割、行政の役割を整理しています。

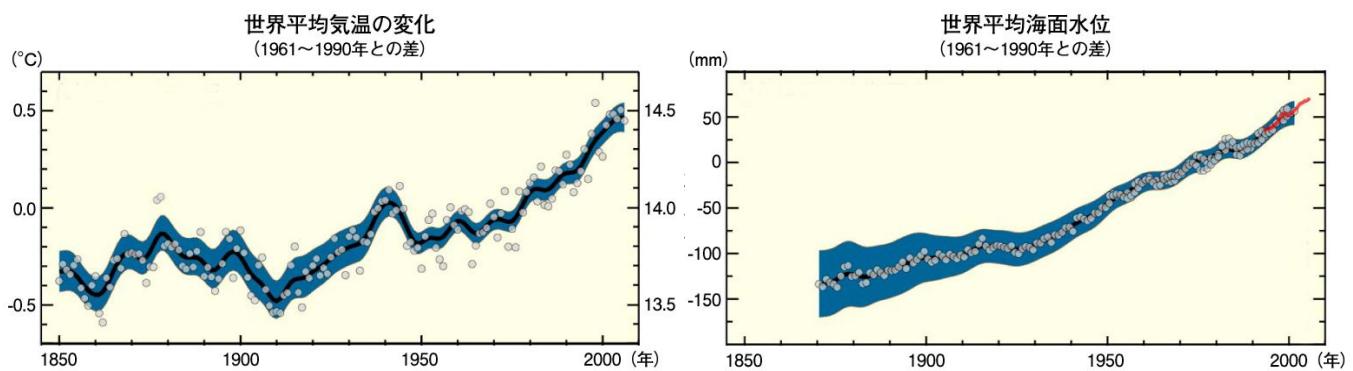
市民と行政が協働で取り組む事業については、地域の課題を発見し、解決していく「市民協働の拠点」として区役所が位置づけられているため、「区民会議」における調査審議やまちづくり活動を主体的に行う市民団体等の実践を踏まえて、区や地域の課題解決や市民との事業展開に努めています。

こうした様々な参加のまちづくりに関する取り組み、市民自治の営みや記憶のひとつの延長線上に、今回策定した、「エコシティたかつ」推進方針が位置付けられるものといえます。

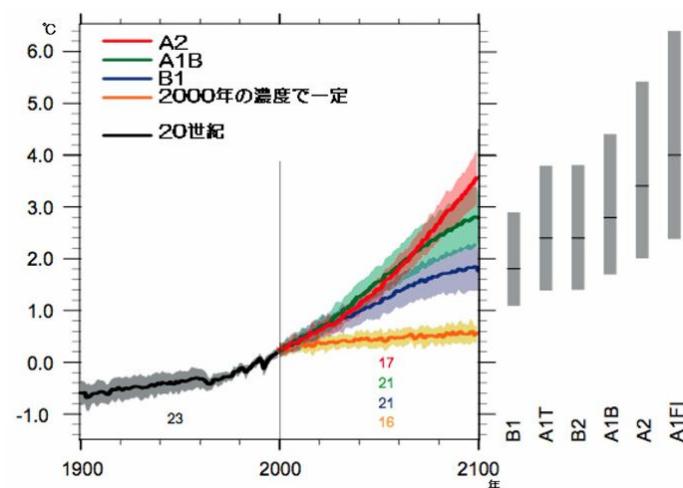
(3) 地球温暖化の現状

IPCC シナリオから見る地球環境危機

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次報告書（2007年）によると、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇は、人為起源の温室効果ガスの増加による可能性が非常に高いと言われています。温暖化が進むと洪水や渇水、生態系・食料生産・健康への被害が増大し、今世紀末にはさらに2°Cの上昇が不可避とも予想され、被害の大規模化が指摘されています。それら環境危機に対し、緩和策（温室効果ガス排出削減・吸収増加策）と適応策（気候変動のもたらす豪雨、土砂災害、渇水等の悪影響への対応策）の組み合わせによって、気候変化のリスクを低減すべきであると警告しています。



1900年から2100年までの世界平均地上気温の上昇（観測と予測）



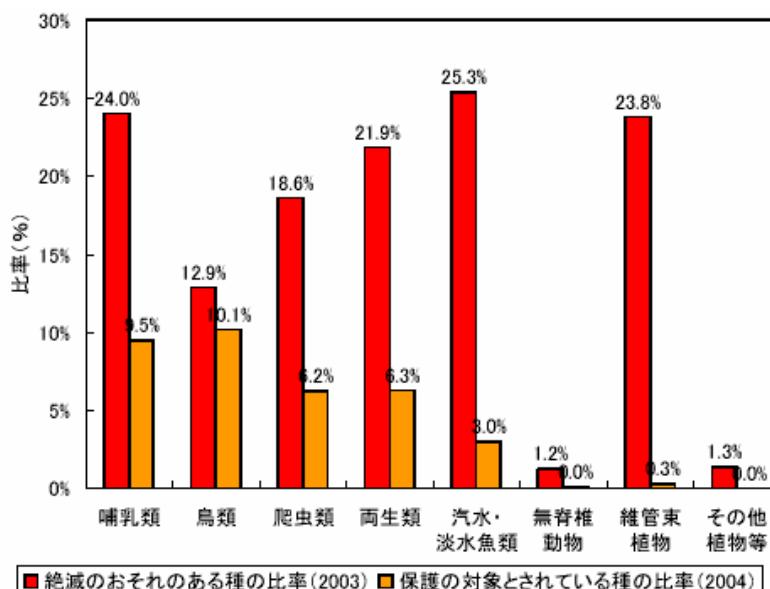
A1：高成長型社会 A2：多様化社会 B1：持続的発展型社会 B2：地域共存型社会

出典：IPCC 第4次評価報告書2007（全国地球温暖化防止活動推進ホームページより）

生物多様性への影響

地球温暖化の進行等により、生態系の攪乱や種の絶滅など生物多様性に深刻な影響が生じることが危惧されており、人間生活や社会経済へも大きな影響を及ぼすことが予測されています。生物多様性条約（1993年）は締約国に対し、各国の自然資源に対する主権を認めつつ、能力に応じて保全ならびに持続可能な利用の措置をとることを求めるとともに、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ公平な配分を求めています。

日本における絶滅のおそれのある種類及び保護の対象とされている種類の比率



※多くの分類群において絶滅のおそれのある種の比率は、2割近くにも及んでいる

出典：環境省生物多様性センターHP、環境白書および文化庁 HP をもとに
国土交通省国土計画局作成

温室効果ガス排出状況

地球温暖化を止めるためには、現在、自然吸収量の約2倍に達している温室効果ガス排出量を、今後、自然吸収量と同等まで減らして、温室効果ガス濃度を安定化させが必要です。

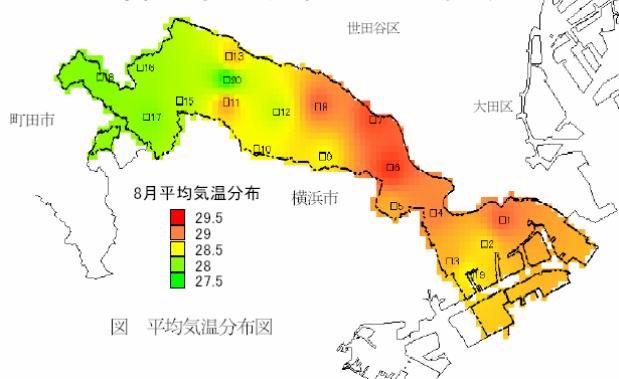
日本は、京都議定書において、2008年～2012年の5年間に、温室効果ガス排出量を1990年に對し、6%削減することを目標として定めました。しかし現状では、8.7%増加しています（2007年度速報値）。

川崎市では、2006年（速報値）の温室効果ガス排出量は1990年に對して8.9%減少しました。二酸化炭素について部門別の状況を見ると、排出割合では産業部門が8割近くを占めていますが、増び率では産業部門は減少に転じている一方で民生部門（家庭）から排出される二酸化炭素は約35%増と人口の増加率以上に増えています。

平均気温の上昇

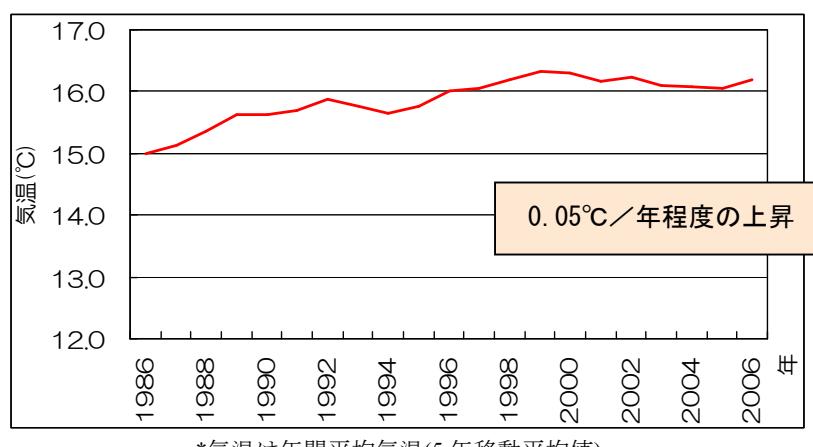
全世界における傾向と同様に、日本の気温も上昇しています。川崎市においても、平均気温は1986年からの20年間で約0.05度／年上昇し、夏季(7月～9月)の日最高気温は、年平均気温よりもさらに上昇が顕著で、約0.07°C／年程度上昇しています。

川崎市平均気温分布図(2007年8月)



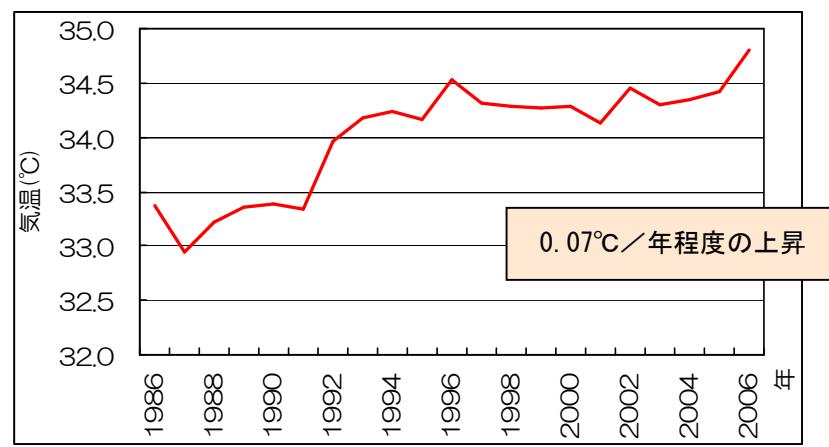
出典：夏季における市内気温観測結果（ヒートアイランド実態調査）
(川崎市公害研究所)

川崎市における年間平均気温の変化



*気温は年間平均気温(5年移動平均値)

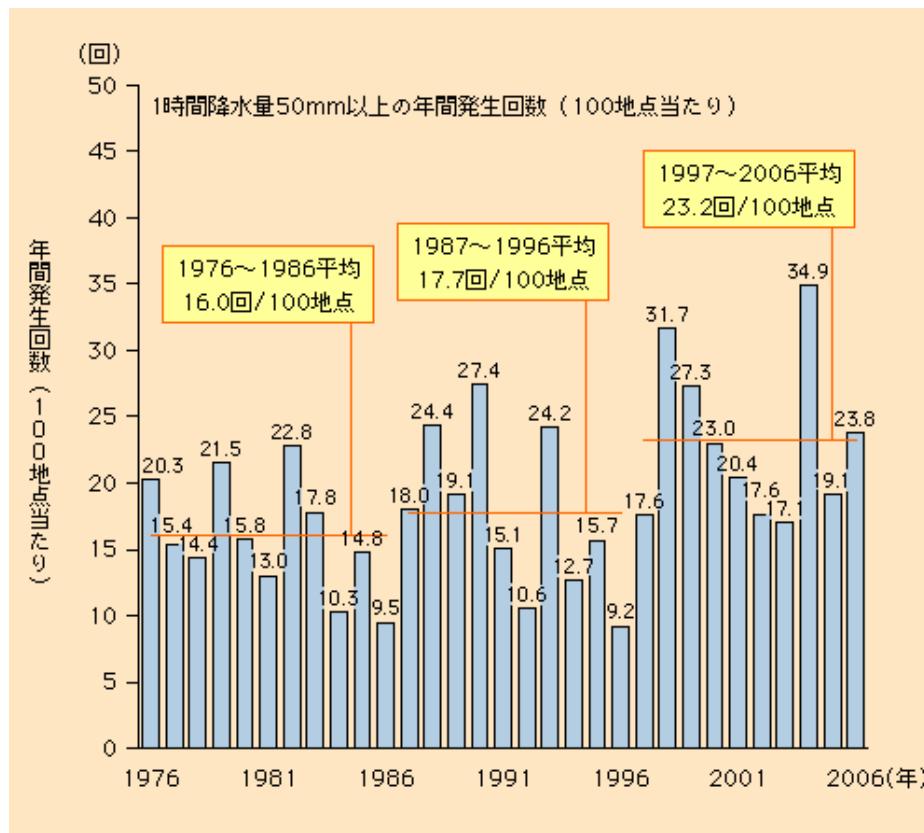
川崎市における夏季の気温の変化



*気温は夏季気温(日最高気温)

増加する集中豪雨

また、近年、降雨の様相が変化し、短時間に局所的に発生する集中豪雨が増加しています。過去30年間の状況では、1時間に50mmを超えるような雨の回数が2004年には、観測史上最多となっています。大雨の発生数が長期的に増加する傾向にあるのは、近年進行しつつある地球温暖化の影響の可能性があります。



出典：国土交通省気象庁「気候変動監視レポート2006」

環境に対する意識の高まり・市民活動の展開

地球温暖化に対する人々の意識は、メディアや映画、自治体やN P O等の取り組みの影響により、高まりを見せてています。また、環境に対する取り組みは、個人から企業まで、様々な領域で行われています。

川崎市においては、120ほどの市民グループ等が、環境に関する活動を行っています。高津区においても、市民健康の森や二ヶ領用水における取り組みをはじめ、落ち葉・生ごみリサイクルなど、様々な活動が行われています。

3 「エコシティたかつ」基本理念と基本目標

(1) 「エコシティたかつ」の基本理念

地球環境危機の時代に対応した、自然の賑わいとともに持続可能な循環型都市構造の再生と創造～100年後のたかつのまちのために～

私たちがすむ地球は、異常気象や局地的豪雨、洪水、土砂災害、絶滅種の増加や食糧生産、健康への影響を及ぼすなど、大変な環境危機にさらされています。

地球環境危機における現状と課題に対しては、地域から環境課題の解決に向けて緩和策と適応策の両輪による取り組みを進めていくことが大切です。

私たちは、地域社会の一員として、高津区の特性を活かし、市民協働で地球環境危機の時代に対応し、100年後のたかつのまちのために、「生活の質」を問い合わせ直し、高めながら、自然の賑わいとともに持続可能な循環型都市「エコシティたかつ」の再生と創造を目指します。

私たちがすむ地球は、異常気象や局地的豪雨、洪水、絶滅種の増加など、大変な環境危機にさらされています。20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇は、人為的なものである可能性が非常に高いと言われています。

温暖化の原因となる二酸化炭素の濃度は、工業化が進む前の1750年にはおよそ280ppmでしたが、2005年にはおよそ380ppmと増加しています。21世紀末までには540～970ppmになると予想されています。二酸化炭素の排出量を自然吸収量と同等まで減らして、濃度を安定させることができます。緊急の課題となっています。

地球温暖化の進行は洪水・土砂災害・渇水などの水災害とともに、生態系、食料生産、健康へも影響を及ぼしています。日本における絶滅危惧種の割合は、種の2割近くにも及んでおり、また、生物多様性の減少が課題となっています。

世界の平均気温は、今世紀末にはさらに2°C上昇することが避けられないとも予測され、被害の大規模化が指摘されています。地球温暖化対策は、緩和策（温室効果ガス排出の削減や吸収策）と適応策（気候変動がもたらす水災害や生物多様性の減少等、悪影響への対応策）の両輪によって進めいかなくてはいけません。

高津区は、南に広がる下末吉台地地域と北側の多摩川方向に開けた平坦地、並びにそれらの境界に伸びる多摩川崖線のベルトで構成され、農地や、崖線にそった緑が多く残っており、多摩川や平瀬川、矢上川、二ヶ領用水などの水系にも恵まれています。このような

地形・水系・緑の配置をふまえ、温室効果ガス排出の削減吸収策とともに、水災害への対応ならびに生物多様性の保全につとめてゆく必要があります。

そのような中、市民健康の森や二ヶ領用水における取り組みをはじめとする緑や水の保全をめざす活動や、廃食油や落葉・生ごみリサイクルなど、様々な市民活動が行われており、市民や企業など環境に対する意識も高まりを見せています。行政のみでは解決できない課題について、市民、企業、学校、行政等の協働によるさらなる対応が期待されています。

このような地球環境における現状と課題に対して、地域から環境課題の解決に向けた取り組みを進めていくことが大切です。高津区で生活し、学び、働き、活動する私たちは、100年後のたかつのまちのために、いま、私たちにできることを、行動に結びつけていくことが必要です。私たちは、地域社会の一員として、高津区の特性を活かし、地球環境危機の時代に対応した、自然の賑わいとともに持続可能な循環型都市「エコシティたかつ」の再生と創造をめざします。この取り組みにより、「生活の質」を問い直し、高めながら、より豊かな社会への転換を図ります。

コラム

「自然の賑わい」とは…

生物多様性条約 “Convention on Biological Diversity” では、“biological diversity” は、生物の種の多様性、遺伝の多様性、生態系の多様性と定義されています。この生態系の定義の仕方は、一部では、複雑な相互関係で結びついた生物の高次の組織などとして定義されています。

しかし、伝統的に生態系とは、流域や丘陵など地べたを含むものというほかありません。めずらしい生きものだけを守るのではなく、まちにある池や湿地、森などの多様な生態系を守れば同時にたくさんの生きものを守ることができます。そのため、生きものに注目する時は“生きものの賑わい”、両方を総合的に言う時には“自然の賑わい”という言葉を使うようにしています。

(2) 「エコシティたかつ」実現のための基本目標

- I 低炭素・省資源社会の実現
- II 自然共生型都市再生の推進
- III 地域に即した防災まちづくりの推進

I 低炭素・省資源社会の実現

- 市民一人ひとりが、身近なアクションをおこすことにより、地域（地球）の二酸化炭素の削減につなげ、資源を有効に活用します
- アクションを通じて環境を大切にする心（エコ・マインド）を育み、ライフスタイルの変革を促すことで、「生活の質」を再考し、その向上と、豊かな市民生活の実現、新たな文化・価値創造をめざします
- 京都議定書目標達成計画、川崎市地球温暖化対策地域推進計画、カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CC かわさき）など、国や川崎市の計画と連動し、地域から実践します

II 自然共生型都市再生の推進

- 水系や流域、丘陵、崖線、谷戸などのランドスケープを重視した緑の保全と創造に取り組みます
- 農的空間（市街化区域内の生産緑地、市街化調整区域内の農地）を活かした緑豊かなまちづくりを進めます
- 学校ビオトープの整備を先導的なアクションとしつつ、国の第三次生物多様性国家戦略の趣旨や、川崎市の環境基本計画、緑の基本計画等を踏まえ、生命（いのち）の賑わい豊かな自然共生型の都市再生を、地域から推進します
- 人工物と自然の共生の視点から、その関係性を問い合わせ、「生活の質」へつながる取り組み、景観づくりを進めます

III 地域に即した防災まちづくりの推進

- 局地的豪雨や台風の巨大化等による洪水や、渇水の深刻化など、気候変動によって増大すると予想される災害に適応しうる流域視野の地域の地形や水循環の特性に即した「水災害適応型都市」づくりを推進します
- 家庭や学校における雨水貯留・雨水利用・緑の保全による地下水の涵養等、流域を意識した治水の実践を足元から積み上げます
- 渇水リスクに対応して総合的水資源マネジメントを推進します

4 「エコシティたかつ」の実現に向けた行動計画

(1) 基本的な考え方

「エコシティたかつ」推進方針では、前述の3つの基本目標に基づく行動計画を「プロジェクト」として位置づけて、多様な主体の協働により展開していきます。

行動計画に取り組む際の視点として、次の5点を整理しました。

- ① 環境的・社会的・経済的持続可能性の実現
- ② 地域の流域特性に根ざした事業推進
- ③ 市民・企業・学校・行政の協働による推進と担い手の育成
- ④ 区の全事務事業の環境視点からの見直しと総合的展開
- ⑤ 資源の有効活用とリーディングプロジェクトによる効果的事業推進

① 環境的・社会的・経済的持続可能性の実現

環境的持続可能性を実現するためには、同時に、社会的・経済的な視点からの取り組みも必要です。「エコシティたかつ」の推進において、環境的視点を重視しながらも、社会的視点（顔の見える地域のつながりを大切にするなどの社会関係資本の整備、セーフティネットの再構築、社会的公平性の確保など）や、経済的視点（再生可能エネルギーの普及により環境技術を産業として広めるなど、新たなビジネスモデルの構築など）を取り入れたプロジェクトを推進することにより、持続可能な都市をめざします。

② 地域の流域特性に根ざした事業推進

高津区には、下末吉台地面、その崖線、台地に刻まれた谷戸群、そして多摩川方向に開かれた低平地の4つの特徴的な地形があり、これらが大小の流域に区分されます。高津の基本的な地形に配慮し、それぞれの流域に根ざした緑地保全や健全な水循環のシステムを構築することは、地球温暖化に伴う自然災害への適応策として、市民が安全に暮らしていくことのできる水災害に強い都市の基盤づくりとなります。

また、流域特性に応じたランドスケープデザインの視点から、良好な景観づくりに取り組みます。

③ 市民・企業・学校・行政の協働による推進と担い手の育成

高津区には、市民健康の森や二ヶ領用水における取り組みをはじめ、廃食油や落葉・生ごみリサイクルなど、様々な市民活動が行われています。また、企業でもISOの取り組み等が行われ、学校では環境学習に取り組んでいます。市民、企業、学校、行政等の多様な

主体が、共通の目標に向かって、それぞれの役割と責任の中でできることを進め、連携することで大きな推進力となり、相乗的な事業展開が期待できます。さらに、テーマによっては区内だけではなく、他の地域と連携することが必要です。

また、地域での協働の担い手となる人材育成と活動支援、環境教育・学習についても、取り組みを進めていくことが重要です。

④ 区の全事務事業の環境視点からの見直しと総合的展開

協働推進事業をはじめとする高津区の全事務事業を環境的視点から見直し、「エコシティたかつ」の推進を分野別施策の融合パレットと捉え、行政エリアにおける地域諸施策の総合の場として推進します。また、100年後の高津のありようを見据え、長期的な視点に立った制度設計・開発を進めます。

⑤ 資源の有効活用とリーディングプロジェクトによる効果的事業推進

限られた財源や資源をリーディングプロジェクトに集中することで、より相乗的、効果的に事業を推進します。また、区内の環境資源を的確に把握し、適切な資源マネジメントを行います。

コラム

「健全な水循環のシステム」とは…

降った雨が地中にしみこみ、それが川や地下水となって、海へ流れ、水蒸気となって雲となり雨になる、という水の循環があります。その水の循環のあり方が人々の暮らしを脅かさず、健全で豊かな産業や自然を支え、またそれにバランス良く、良い効果を与えることを水循環の健全化を図るといいます。治水も含み、ハード、ソフト、両方のシステムを表します。

(2) 12 のプロジェクト

基本目標に基づく行動計画のうち、2009（平成 21）年度から 2010（平成 22）年度の 2 年の短期的な取り組みを「12 のプロジェクト」として位置づけて多様な主体の協働により展開していきます。そのうち、各行動計画を先導的に展開していく「リーディングプロジェクト」を設定し、優先的かつ重点的、戦略的に展開していくことによって、その成果が広く行動計画全体へ波及し、各基本目標のより効果的、効率的な早期達成を目指します。

■ プロジェクトの概要

<基本目標>		
I	II	III
Ⅰ 低炭素・省資源社会の実現		
Ⅱ 自然共生型都市再生の推進		
Ⅲ 地域に即した防災まちづくりの推進		

★リーディングプロジェクト	I	II	III
★地図による地域環境資源の共有化の促進 水系や流域等のランドスケープを重視した緑の保全と創造に取り組むため、地域資源を入れたベースマップを作成します	○	○	○
★学校流域プロジェクト 学校を、健全な水循環と生き物の賑わいを再生し支える地域のモデル基地と位置づけ、ビオトープや雨水利用施設等を計画的に整備し、学習活動、地域との交流活動等に活用します	○	◎	◎
★区役所の緑化等、環境技術導入によるエコシティホール化の推進 庁舎を環境展示場「エコシティホール」とし、来庁舎への環境教育の場とともに、モデル事業者として実践を示します	◎		
★緑のカーテン事業の展開 「緑のカーテン」のさらなる普及啓発、拡大のため、ゴーヤーの育て方に関する講習会、コンテスト等を実施します	◎	○	
★エコ・エナライフコンクールなど普及啓発イベントの実施 高津区区民会議や「エコシティたかつ」推進会議の構成団体等との協働で、区民向けの啓発イベント等を実施します	◎		
★橋地区の農的資源を活かしたまちづくりの推進 橋地区にある緑地等の環境資源、市街化調整区域内農地を中心とした営農活動等の地域資源を活かし、地域間交流の活性化、情報発信等に取り組みます	○	◎	○

	I	II	III
●「緑と水でつなぐ 歴史街道 花街道」(緑化推進重点地区計画) の推進 2008年3月に策定された「溝口駅周辺地区緑化推進重点地区計画」に基づき、溝口駅周辺市街地の都市緑化や良好な緑の景観づくりを進めます	○	◎	○
●雨水利用の促進 「まちの小さなダム」としての雨水利用促進のための啓発活動等に取り組みます	○	○	◎
●再生可能エネルギーの利用促進 都市における自立的なエネルギー確保の観点から、太陽エネルギー等、再生可能エネルギーの利用促進に向けて、普及啓発活動等に取り組みます	◎	○	
●「まちなか油田プロジェクト」の推進に向けた調査・研究 家庭から出される使用済みてんぷら油の市民等による回収方法等についての調査・研究を進め、石けんなどにリサイクルすることによって、地域内の市民による資源循環を進めるとともに、環境意識の啓発を図ります	◎		
●エコ企業調査プロジェクト 環境に配慮した取り組みを積極的に行っている高津区の企業・事業所、商店街を紹介するなど、企業の環境への取り組みのインセンティブとし、企業とのネットワークづくりに向けた取組を市民協働で進めます	○	○	○
●「エコシティたかつ」推進のための体制づくり 「エコシティたかつ」の実現に向けて、様々な主体が参加でき、また主体間の連携やプロジェクト間の調整、市域全体との連携・調整等を行う推進体制づくりを行います	○	○	○

◎ 当該基本目標と関係が深い
○ 当該基本目標と関係がある

■ プロジェクトの推進体制

プロジェクトを推進するためには、行政の財源や人材だけではなく、「エコシティたかつ」の理念と共に通じる、それぞれの主体が行っている活動や今後展開していく活動と連携しながら実施していくことが求められます。プロジェクトには、行政が主体となって行うものばかりではなく、市民グループや学校、企業が主体となって推進するプロジェクトも掲げています。それぞれの主体が役割を担い、連携し、相互支援していくことで、プロジェクトを推進します。

	区民	市民グループ／町内会	事業所／商店街	学校	行政
★地図による地域環境資源の共有化の促進	参加	協働実施	協力	協力	協働実施
★学校流域プロジェクト	参加	協働実施	協力	協働実施	協働実施
★区役所の緑化等、エコシティホール化の推進	参加	協力	協力	参加	事業実施
★緑のカーテン事業の展開	協働実施	協働実施	協働実施	協働実施	協働実施
★エコ・エナライフコンクールなど普及啓発イベントの実施	参加	協働実施	協力	協力	協働実施
★橋地区の農的資源を活かしたまちづくりの推進	参加	協働実施	協働実施	協働実施	協働実施
●「緑と水でつなぐ歴史街道 花街道」の推進	参加 協働実施	協働実施	協働実施	協働実施	協働実施
●雨水利用の促進	参加	企画提案 協働実施	協力 参加	協力	協働実施
●再生可能エネルギーの利用促進	参加	企画提案 協働実施	企画提案 協働実施	参加 協働実施	協力
●「まちなか油田プロジェクト」の推進に向けた調査・研究	参加	調査・研究	参加	参加	協力
●エコ企業調査プロジェクト	参加	協働実施	協働実施	参加	協働実施
●「エコシティたかつ」推進のための体制づくり	協働実施	協働実施	協働実施	協働実施	協働実施

企画提案:事業実施前の企画立案

参加:積極的に主体的に事業に関わること

協働実施:他者と役割分担した上で主体的に事業を実施する

事業実施:事業主体として事業の全プロセスに関わる

協力:企業等の所有物の無償提供など

調査・研究:事業実施前の調査・研究等

5 推進体制と計画の見直しの仕組み

(1) 「エコシティたかつ」推進会議の役割

「エコシティたかつ」推進方針を策定し、それを推進するため、2008（平成20）年6月に「エコシティたかつ」推進会議が設置されました。会議の構成委員として、高津区民、市民グループ、事業者、区内学校関係者に加え、学識経験者、川崎市職員が参加し、事務局は高津区役所が担う体制となっています。

■ 第1期「エコシティたかつ」推進会議の役割（2008年度～2009年度）

2008（平成20）年度の「エコシティたかつ」推進会議では、「エコシティたかつ」推進の指針となる本方針を策定しました。2009（平成21）年度は、本方針の推進役としての役割を担い、高津区区民会議とも連携しながら進めます。また、「川崎再生ACTIONシステム(事務事業総点検・施策評価)」等を活用しながら、行動計画に掲げたプロジェクトの進行状況を確認し、取り組みの成果を検証するとともに、2010年度に向けた行動計画の見直しを行います。

■ 「エコシティたかつ」推進会議の将来構想について

「エコシティたかつ」推進会議は高津区役所が設置し、市民、事業者、専門家などが参加する仕組みとなっていますが、将来的には、推進会議を市民と区役所の協働運営として、「エコシティたかつ」の実現に向けて、様々な主体による対話と協働、調整の場としての役割を担うことが期待されます。

(2) プロジェクトの推進体制

行動計画に掲げた個々のプロジェクトは、市民グループ、町内会や学校、事業所、行政などの多様な主体がそれぞれに役割を担い、推進主体となります。また、多くの市民（区民）に理念とプロジェクトのねらいを共有してもらい、プロジェクトへの参加を呼びかけ、推進基盤を強化します。

(3) 計画の検証・見直しの仕組み

「エコシティたかつ」推進方針は、今後10年にわたる環境まちづくりの取り組みの方針を示すものですが、ここに盛り込まれた行動計画は、毎年その進行状況と成果をふりかえり、内容の見直しを行っていくものです。行動計画の検証・見直しにあたっては、「エコシティたかつ」推進会議が主体となり、検証と見直しのプロセスはホームページ等で広く区民に公開していきます。

(4) 中長期的なプロジェクトの案

行動計画のうち、より中長期的な視点に立って展開していくものを「中長期的なプロジェクトの案」とし、そのうち概ね3年から5年後の事業展開を目指すもの「中期的なプロジェクトの案」、5年後から10年後までに事業展開を目指すものを「長期的なプロジェクトの案」と位置づけます。

これらは、第3期以降の実行計画策定作業の中で、その時点での情勢を基に検討を行い、確定するものとします。

プロジェクトは、市民グループ、町内会や学校、事業所、行政などの多様な主体がそれぞれに役割を担い、推進主体となります。

■ 中期的なプロジェクトの案

● 小さな循環・生ごみリサイクルシステムの構築

「生ごみリサイクルプラン」に基づき、ごみの減量化、家庭から出される生ごみの堆肥化などに、地域からの取り組みを検討します。

● 行政区レベルでの環境マネジメントの実践的な取り組み

「環境管理システム（エコオフィス計画）」等と連携しつつ、区における全事務事業の環境視点からの見直しと評価システムの構築等に取り組みます。

● 円筒分水、かすみ堤を活かした「緑の回廊」づくりの推進

円筒分水や貴重な地域遺産であるかすみ堤の活用等を進めるとともに、津田山駅周辺の緑地から多摩川へ通じる緑の回廊（コリドー）づくりに取り組みます。

● 複合型氾濫マップ（ハザードマップ）の協働作成

單一流域を想定した堤防破堤や越流を想定した洪水氾濫マップや、内水の浸水実績図などをもとにした複合型氾濫マップの作成を検討します。

● 多摩川崖線の緑の保全・回復・育成を目指した市民協働の取り組み

高津区の景観を特徴づける多摩川崖線は、次世代に継承すべき大切な環境資源です。地域資源ベースマップ等を参考に、保全緑地をとりまく環境や植生状況等を確認し、様々な主体が連携・参画できる保全管理のしくみづくりや、緑地保全制度の拡大を図るためのPR手法について、市民協働で検討します。

● 仮称「たかつ地域水循環計画」の検討

地域における健全な水循環の再生を目指し、河川における水質と水量の一体的管理、生活排水対策の推進、地下水保全、湧水保全等に、地域から計画の策定に向け、市民協働で検討します。

●仮称「たかつ自然の賑わいづくり計画」の検討

国の生物多様性国家戦略等の趣旨を踏まえ、区レベルにおける先行的な取り組みとして、仮称「たかつ自然の賑わいづくり計画」の策定に向け、市民協働で検討します。

●水の道調査に基づく復元水系図の作成

水文化の再評価と環境再生の視点から、二ヶ領用水をはじめとする区内の用水路、小河川の復元水系図を、市民協働で取り組みます。

■ 長期的なプロジェクトの案

●自然環境・地域環境に配慮した新たなエコ・コミュニティの検討

流域思考による持続可能な地域づくりの視点から、環境・社会・経済のバランスの取れたコミュニティベースの新たな自治のあり方について検討します。

●生命地域の視点によるまちづくりの検討

環境政策と都市政策を連動させたまちづくりを、地域で統合的に推進していくための大域や水循環の体系に則したシステム構築に向けて、検討します。

●小流域単位の総合治水の推進

複合型氾濫マップ、仮称「たかつ地域水循環計画」、仮称「たかつ自然の賑わいづくり計画」等に基づき、小流域単位での重層的治水対策の推進に向けて、検討します。

コラム

「生命地域」とは…

人工的な境界でなく、流域や丘陵などのように、生態的な目印で空間・大地を区画するときに使用される用語です。特に流域は生物多様性保全の枠組として国際的にも注目されている基本的な生命地域の例です。一般論でいえば地球は最大の生命地域といってよいですが、その場合は従来から「生命圏」(biosphere) という表現が使用されています。比較的小さな空間を示す場合はビオトープ(biotope)という表現も用いられています。この用語は、わが国では小さな池などを指すのに限定して使用されることがありますが、本来はもっと複合的に、かつ大きな規模の空間にも広く使用されています。

6 これからの検討課題

「エコシティたかつ」推進方針の中では、より具体的な取り組みを目指すものを行動計画と位置づけ、基本理念の実現と基本目標の効果的な達成のために、さらに詳細な検討と調整を要する課題を、現時点では「これからの検討課題」として位置づけています。

「これからの検討課題」については、より広範な議論と検討を要請し、これからの循環型都市構造の再生と創造に向けた多様な主体による取り組みへの問題提起とします。

●自然共生型都市再生の推進に向けた区としての総合行政の展開

これからの持続可能な循環型都市構造の再生と創造のための超長期的なまちづくりを進めていく視座から、現在の都市計画行政、建築行政などの都市政策と、地域水循環の再構築、生物多様性の再生などの環境政策、ひいては新たなコミュニティ・デザインと社会統合を射程におく社会政策とを連動させ、地域レベルで統合的に推進していくことが求められています。

●都市の農的空間を活かしたまちづくりの推進

高津区内の農地は、元来の農業生産のための空間としてだけではなく、都市部に残されたアメニティのための緑地空間、防災のためのオープンスペース、子どもたちの教育活動のための空間など、多面的な機能が期待できる貴重な空間です。相続発生による相続税の支払いのため、生産緑地指定の解除を行い、民間事業者へ売却する場合などでは、公共施設負担を伴わないミニ開発等を行うことにより、宅地化が進み、住環境や営農活動にも支障が生じています。

これからの農的空間の保全・活用と周辺の住環境の共生をはかるためにも、例えば農住組合制度、定期借地権、コーポラティブ住宅、協調的敷地計画手法などの連携的活用を図り、あわせて良好な農的空間を活かすためのしくみづくり、新たな制度設計などに関する検討も必要です。

●環境負荷の小さい地域交通政策の検討

個人の移動手段や物流機能の観点から、自動車の利便性や効率性は評価されるべきものではありますが、一方で、地球温暖化に与える影響など、その環境負荷は見逃すことができない過大なものもあります。「脱自動車社会」を視野に入れつつ、公共交通機関の利用促進、自動車交通流の円滑化、低公害車の導入等の新たな地域交通システムの導入など、持続可能な交通（E S T）の実現に向けての検討が重要です。

●環境活動・環境資源の保全に関する新たな資金支援制度の創出

地域での市民による環境活動がより多彩に展開されつつある中で、こうした活動を支えるしくみや、従来の公的制度ではカバーすることのできない緑地などの環境資源の保全のために、税財源にとらわれない多様な資金循環や資金調達に向けた新たな制度開発が求められています。

●中長期的な視点からのまちのあり方に関する検討

持続可能な環境負荷の低いまち「エコシティ」を目指すとともに、将来本格化する人口減少時代に相応しい都市機能を維持していくために、これからの中長期的な視点からのまちのあり方について、産業政策や社会保障制度のあり方も含め、より複眼的視点からの検討が重要です。

●環境的視点からの区役所事業の横断的展開

地球温暖化、ヒートアイランド現象に伴い増大する熱中症や感染症などの健康リスク等への対応や、地域の自然環境を活用した健康づくり事業や福祉的就労のあり方など、地域における環境施策と福祉施策の連携強化等、総合行政を担う区役所としての横断的事業展開についての検討が求められています。

資料編

資料1 12のプロジェクト企画案

資料2 推進会議委員名簿

(敬称略・順不同)

氏名	所属など	備考
岸 由二	慶應義塾大学経済学部 教授	委員長
小島 聰	法政大学人間環境学部 教授	
田中 友章	明治大学理工学部 准教授	
水谷 衣里	三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 研究員	
住田 三枝子	川崎・ごみを考える市民連絡会	
吉田 威一郎	二ヶ領用水ウォッチング・フォーラム 代表	
日下 裕子	子育て支えあいネットワーク満	
横山 登	高津区市民健康の森を育てる会 企画部担当	
伊中 悅子	高津区まちづくり協議会 副会長	
川辺 奈津女	区民ミニ・ガーデン 運営委員長	
長村 吉洋	公募	
若杉 和身	公募	
三島 直人	公募	
井坂 洋士	公募	
横山 滋	区長推薦	副委員長
桑畠 祥生	川崎市立小学校長会高津支部（西梶ヶ谷小学校 校長）	
秋元 和彦	株式会社ミツトヨ 総務部 主査	
鈴木 和彦	川崎市新エネルギー振興協会 会長	
井澤 正勝	川崎市高津区役所 副区長	
高松 順子	川崎市環境局地球環境推進室（地球温暖化対策担当）主幹	
堤 健一郎	川崎市まちづくり局総務部企画課 課長	

資料3 検討の経過

第1回 推進会議

開催日:2008年6月2日(月)

内 容:

- ・推進方針、及び推進会議の目的や位置づけの共有
- ・モデル事業の概要説明と協力のお願い
- ・全体スケジュールの確認
- ・方針に対する意見交換



第2回 推進会議

開催日:2008年8月6日(水)

内 容:

- ・推進方針の内容、体系の検討
- ・モデル事業の進捗確認

学識者会議 2008年9月1日(月)

第3回 推進会議

開催日:2008年9月30日(火)

内 容:

- ・推進方針骨子(案)の検討
- ・モデル事業の進捗確認

第4回 推進会議

開催日:2008年12月2日(火)

内 容:

- ・推進方針(素案)と推進体制の検討
- ・モデル事業の進捗確認

パブリックコメント

推進フォーラム(1/21)

第5回 推進会議

開催日:2009年3月2日

内 容:

- ・パブリックコメント／フォーラムを受けた素案修正の検討
- ・来年度に向けて意見交換

学識者会議 2009年3月上旬

資料4 推進フォーラム・モデル事業等の実施概要一覧

■推進フォーラム

「エコシティたかつ」推進フォーラム	
(第1部) 親子・プレママコンサート	<ul style="list-style-type: none">・1月21日、11:00～12:00、高津市民館大ホールにて開催(参加者数：556名)。出演：平松あずさん、寒河江克枝さん(音の教室カリヨン)。・親子やプレママを対象に、「エコシティたかつ」や環境のことを楽しく盛り込んだコンサートを開催。
(第2部) 「エコシティたかつ」推進フォーラム～100年後のたかつのまちのために～	<ul style="list-style-type: none">・1月21日、18:00～20:30、高津市民館大ホールにて開催(参加者数：89名)。・プログラム(司会：桜井純恵さん) 「style-3!」ミニコンサート 「私のエコ自慢」団体活動紹介 高津区市民健康の森を育てる会／区民ミニ・ガーデン／ かわさきかえるプロジェクト／高津区まちづくり協議会／ 二ヶ領用水ウォッキング・フォーラム 「エコシティたかつ」はこんなまち！ 進行／解説：岸由二さん、話し手：桑畠祥生さん／ 鈴木眞智子さん／徳武道雄さん／森守さん (岸先生によるアメリカの環境教育の最新動向のお話“子ども” をキーワードにした座談会)「エコシティたかつ」推進方針(案)について 説明：山崎茂高津区長、総括コメント：田中友章さん

■モデル事業・関連事業

ゴーヤーによる「緑のカーテン」大作戦	
①ゴーヤーによる「緑のカーテン」づくり	<ul style="list-style-type: none">・協力してくれる家庭を募集し、4月23日と4月24日に講習会を実施(参加者数：104名)。・545名にゴーヤーの種、プランター、ネット、作り方のパンフレットを無償配布(内、300名はゴーヤーの種のみ)(4月上旬～6月上旬)。
②フードマイレージゼロ「高津区役所産ゴーヤー」を食べよう	<ul style="list-style-type: none">・区役所で収穫されたゴーヤーを使った料理を区役所5階「レストランたかつ」(運営：東急ファシリティサービス株式会社)のサービスとして区民に提供。(8月6日、13日、20日、27日)
③放射温度計による「緑のカーテン」の効果測定	<ul style="list-style-type: none">・放射温度計を20世帯に無償貸し出し(8月15日～9月12日)。・サーモグラフィ、放射温度計による区役所、出張所の「緑のカーテン」測定(温度差0.7～9.5°C)。・市民活動見本市2008ブースで測定結果を展示。

④わが家・わがまち自慢「緑のカーテン」コンテスト	・「地域からはじめる地球温暖化対策」をテーマに、写真を募集(応募用紙に必要事項を記入の上、写真2枚を貼付)(募集期間:8月1日~9月12日)。 ・応募者数:55件(個人部門41件/団体部門14件)。 ・10月18日に表彰式を開催(市民活動見本市2008内)。ベースで受賞作品を展示。
⑤花と緑のパネル展	・12月1日~12月5日、高津区役所1階市民ホールにて、「エコシティたかつ」推進事業の取り組みや、「緑のカーテン」受賞作品/団体応募作品、環境局「緑のカーテン」大作戦パネル、わがまち花と緑のコンクールパネル、「区民ミニ・ガーデン」写真を展示。
小学校のビオトープ整備(学校流域プロジェクト)	
久地小学校	・久地小学校校庭南側のビオトープを再整備。
西梶ヶ谷小学校	・西梶ヶ谷小学校校舎裏に新たにビオトープを整備。
高津区役所のエコシティホール化	
壁面緑化	・高津区役所東側の外壁を、在来種ティカカズラとスイカズラで緑化。
ビオトープ整備	・区役所地下駐車場入口付近にビオトープを整備。
屋上緑化	・区役所4階テラスにコケ植物による屋上緑化を実施。
視察対応等	・屋上緑化について、小学生や他都市など6件の視察の受入を行い、うち2件が実際に施工。

その他の関連事業	
使用済てんぷら油を活用した資源循環プロジェクト (2008年度高津区協働事業)	・「かわさきかえるプロジェクト」の提案による、使い終わったてんぷら油で石けんを作る事業(2008年度高津区協働事業提案制度)。9月から区役所と協働で事業化するプロジェクトを開始。 ・回収ポイント27か所(1月現在)。4か月間で月平均187リットルの油を回収(総量808リットル)。 ・「きなりっこ」の普及促進に向けたイベントや講座等開催。 ・先行事例(墨田区、相模原市)を視察。
電気自動車(EV)の利用実証試験	・10月9日~11月28日、東京電力株式会社と富士重工業株式会社が共同開発した電気自動車(EV)を神奈川県より借り受け、利用実証試験を実施。

「歩こう、知ろう！高津の水と緑」プロジェクトスタートイベント	<ul style="list-style-type: none"> ・9月12日、高津区役所5階会議室にて開催（参加者数：64名）。主催：高津区まちづくり協議会。 ・プログラム <ul style="list-style-type: none"> 講演：「水と緑のあるまちをめざして」 講師：岸由二さん（慶應義塾大学教授） 報告：多摩区内緑地調査活動の経験 報告者：中島光雄さん（たまよこネット代表） 活動の提案：始めよう「区内緑地探検調査隊」活動 小磯盟四朗さん（プロジェクトリーダー）
岸由二先生と緑地資源観察会	<ul style="list-style-type: none"> ・11月27日、高津区市民健康の森にて開催（参加者数：17名）。主催：「エコシティたかつ」推進会議、高津区まちづくり協議会、高津区役所。 ・岸由二先生に高津区市民健康の森の自然や管理方法について説明してもらいながら、緑地を観察。
古着の回収	<ul style="list-style-type: none"> ・11月10日～11月14日、高津区役所で古着を回収（宮前生活環境事業所と連携）。 ・各日平均2t車2台分を回収。
みんなが“MY BAG”持参キャンペーン（マルイファミリー溝口）	<ul style="list-style-type: none"> ・マルイファミリー溝口による寄付キャンペーン。食品売り場「マルイ食遊館」でレジ袋辞退1件につき5円を、NPO法人多摩川エコミュージアムと高津区の環境まちづくり事業へ寄付（2008年3月16日開始）。 ・寄付総額は264,550円（1月1日現在）。
高津区の流域地形模型	<ul style="list-style-type: none"> ・高津区まちづくり推進事業の一環で、明治大学田中友章研究室の協力のもと、高津区の流域地形模型を作成。

■ホームページの開設

http://www.city.kawasaki.jp/67/67tisin/eco_city/index.html



資料5 用語の説明

【あ行】

インセンティブ

誘因、または目標を達成するための刺激のこと。

エコエネライフ

ごみを減らしたり、再利用を心がけたり、水を汚さないで大切にしたりするなど、環境に配慮した生活スタイル。

NPO

NonProfit Organization（民間非営利組織）。様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）でボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうちNPO法人とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人の一般的な総称である。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC_S）、パーフルオロカーボン（PFC_S）、六ふつ化硫黄（CF₆）、の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か行】

カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略(CC かわさき)

市民や事業者など川崎市の多様な主体が一丸となって取り組む温暖化戦略。2008（平成20）年2月、阿部川崎市長が記者会見で発表。この戦略の基本的な考え方は、環境と経済の調和と好循環を推進し、持続可能な社会を地球規模で実現するため、全市をあげて取り組むことである。3つの柱、1. 川崎の特徴・強みを活かした環境対策を進めます 2. 環境技術による国際貢献を進めます 3. 多様な主体の協働により CO₂ 削減に取り組みます を中心にして、活動を展開していく。

崖線

台地などの平坦面から谷底面に向かう崖状の斜面が、川に沿って連続している地形や場所をさし、斜面緑地として残っている場合が多い。また、湧水がある場合もある。

霞堤

堤防のある区間に開口部を設け、その下流側の堤防を堤内地側に延長させて、開口部の上流の堤防と二重になるようにした不連続な堤防。戦国時代から用いられており、霞堤の区間は堤防が折れ重なり、霞がたなびくように見えるようすから、こう呼ばれている。

川崎再生 ACTION システム

川崎市において大きな課題である行財政改革の着実な推進と新たな総合計画の策定に寄与することを目的として、2003（平成15）年度から全ての事務事業を対象として行財政改革の視点から点検を行う新たな評価制度（事務事業総点検）を構築した。2005（平成17）年度からは、自治基本条例が制定されたことと新総合計画～川崎再生フロンティアプラン～が策定されたことを踏まえ、事務事業総点検の主な目的を行財政改革の推進から総合計画の着実な推進にシフトして実施している。また、事務事業の進行管理だけでなく、成果を的確に把握し、市政運営におけるPDCAサイクルの確立を図ることと、市民への説明責任を果たすことなどを目的に、施策評価を新たに実施している。

川崎市役所環境管理システム(エコオフィス計画)

川崎市内最大の事業体である市が率先して計画的、体系的に環境保全活動を推進することを目的に策定した<第1次：1999（平成11）年4月策定／第2次：2001（平成13）年4月改訂／第3次：2006（平成18）年4月改訂>。川崎市環境基本計画第6章の環境配慮指針を基本とし、定量的な管理が可能な項目を対象とする。地球温暖化対策推進法第21条により、地方公共団体は、温室効果ガス排出量削減のための実行計画を策定することを求められているが、この計画は実行計画に求められる事項を包含する。2010（平成22）年度の温室効果ガス総排出量を2004（平成16）年度に対し6%削減することや、物品やサービスの購入、エネルギー・資源の使用、廃棄、公共工事などの実施に当たって環境に配慮することを目標に掲げている。

川崎市環境基本条例

環境の資源としての有限性を認識し、その適正な保全及び活用を期するとともに、川崎市の環境政策の理念及び基本原則、環境施策の基本となる事項及び

その施策の策定に関する手続等を定めるところにより、良好な都市環境の保全及び創造を図り、もって市民の福祉に寄与することを目的とする<1991（平成3）年12月制定>。環境政策の理念に、1. 市の環境政策は、市民が安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として展開するものとする 2. 市は、市民及び事業者と協力して、環境資源を適正に管理し、良好な環境を総合的かつ持続的に創造することにより、現在及び将来の市民生活の質的向上を図るものとする 3. 市の施策は、環境政策を基底として、これを最大限に尊重して行うものとすることを掲げ、市の環境政策は5つの基本原則、(1) 施策の総合性、(2) 科学的予見性、(3) 生態系への配慮、(4) 地球環境への配慮、(5) 市民の参画と協働に従うものとしている。他に、環境基本計画、環境行政の総合的調整、環境審議会について定めている。

川崎市環境基本計画

川崎市環境基本条例の理念の実現に向けて、第8条の規定に基づき、市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市基本構想及び川崎市総合計画を踏まえて策定した<1994（平成6）年2月策定／2002（平成14）年10月改訂>。対象期間を2010（平成22）年度までとし、環境政策の目標となる全市の望ましい環境像として、「人と環境が共生する都市・かわさき」と定め、3つの環境像、1. 健康な市民生活が営める安全のまち、2. うるおいとやすらぎのある快適なまち、3. 地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちから形成されている。7つの重点分野（大気汚染の低減／化学物質の環境リスクの低減／緑の保全・回復／地球温暖化防止対策の推進／資源の有効活用による循環型地域社会の形成／環境教育・環境学習の推進／市民・事業者・市のパートナーシップの構築）において、重点目標と重点的取組事項を掲げている。

川崎市新総合計画～川崎再生フロンティアプラン～
低成長経済への移行や少子高齢化の急速な進行、さらにはこれに起因する人口減少過程への転換など、我が国全体における社会経済環境が大きく変化する中、川崎市が進めるまちづくりの基本方針である総合計画として、時代状況に的確に対応するとともに計画事業の実行性にも配慮しながら、2005（平成17）年に策定した。基本構想と実行計画の2層構造からなり、基本構想は、これから川崎市が進めるまちづくりの基本方針として、市政運営や政策の基本方向を掲げる具体性を持った10年程度の計画とし、実行計画は、基本構想に基づく施策の具体的な取組内容及び目標を明示した3か年の計画としている。2008（平成20）年度からの第2期実行計画（～2010年度）

を推進している。『「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざして』をまちづくりの基本目標とする。

川崎市自治基本条例

川崎市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とする<2004（平成16）年12月制定>。基本理念として、(1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保することを掲げ、市民自治の確立を目指す。また、3つの原則、(1) 情報共有の原則、(2) 参加の原則、(3) 協働の原則に基づき自治運営を行い、市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにする。他に自治運営を担う主体の役割、責務等、自治運営の基本原則に基づく制度等、国や他の自治体との関係について定めている。

川崎市地球温暖化対策地域推進計画

1998（平成10）年10月に「川崎市の地球温暖化防止への挑戦～地球環境保全のための行動計画」を策定し、実効的な削減目標を掲げ、より多くの主体が参加できる計画に見直すため、2004（平成16）年3月に「川崎市地球温暖化対策地域推進計画～川崎市の地球温暖化防止への挑戦」に改訂した。地球温暖化防止対策の推進は、川崎市環境基本計画（2002年10月改訂）の重要な分野の一つに掲げられ、地球温暖化対策推進法（2002年5月改正）第20条に定める地域推進計画に位置づける。2010年における二酸化炭素等の排出量を1990年レベルに比べ6%削減することを目指す。

川崎市溝口駅周辺地区緑化推進重点地区計画

川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、市域において緑地の整備及び都市緑化などを重点的に推進する地区であり、2001（平成13）年9月に川崎市環境保全審議会の答申を受け9つの地区が指定された。川崎駅周辺地区、小杉地区、新百合丘地区に続き、2008（平成20）年3月、溝口駅周辺地

区の計画が策定された。緑化推進のテーマを、「緑と水でつなぐ歴史街道 花街道」とし、5つの基本方針と目標が設定された。

川崎市緑の基本計画

1995（平成7）年度に策定した緑の基本計画「かわさき緑の30プラン」を、少子高齢社会に向け、市民や事業者との協働、連携により、誰もが緑を実感できる生活空間の実現を目指して、2008（平成20）年3月に改定した。川崎市新総合計画や川崎市環境基本計画、川崎市都市計画マスタープランなど関連計画と密接な関わりをもち、計画期間は2008（平成20）年度から2017（平成29）年度まで（おおむね10年間）とする。「多様な緑が市民をつなぐ 地球環境都市かわさきへ」を基本理念とし、5つの緑の将来像と基本方針、また12のプロジェクトとその方向性、区別方針を示している。

環境マネジメント

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988（昭和63）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書、方法論報告書を発表している。

京都議定書

2007（平成19）年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）において採択された議定書。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。2005（平成17）年2月に発効。

京都議定書目標達成計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、2005（平成17）年4月閣議決定された、京都議定書による我が国の6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画。2002年～2004年、2005年～2007年、2008年～2012年の3ステップで進められる。

協働

異なる特性のものも主体同士が共通の目標に向かって、それぞれの役割と責任の下で相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力するもの。

コーポラティブ住宅

共同住宅などを建てるために入居希望者が共同して計画段階から参加し、専門家とともに、土地、購入、設計、工事発注などを自分たちで行う方式による住宅。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽がある限り地球が存在し、地球上で絶えることない再生可能なエネルギー。太陽光や風力、水力、バイオマス、地熱などがある。

市街化区域

都市計画法に基づく区域区分の一つ。既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。神奈川県が定める。

市街化調整区域

都市計画法に基づく区域区分の一つ。市街化を抑制すべき区域。神奈川県が定める。

社会関係資本（Social Capital）

アメリカの政治学者、ロバート・パットナムによると、人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「互酬性の規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴のこと。Social Capitalを社会関係資本と訳すのは、従来、道路などの社会的インフラストラクチャーを意味する社会資本との混同を避けるためである。

水系

ある河川の本川、支川、派川、およびこれに連なる湖沼を合わせたもの。

生産緑地地区

都市計画法に基づく区域区分の一つ。市街化区域内にある農地の農業生産活動等に裏付けられた緑地機能に着目し、公害や災害の防止などに効果のある農地を計画的に保全することにより、良好的な都市環

境の形成を図ることを目的に定めるもの。生産緑地地区に指定された農地は、税制面での優遇を受けられるため、農業の継続がしやすくなるが、その一方で、農地保全の観点から建築物などの新築・増改築などの行為は制限される。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域の様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。生物多様性の保全とは、様々な生きものが相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。

生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）

生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分を目的とする。1992（平成4）年に採択され、1993（平成5）年12月に発効した。日本は1993（平成5）年5月に締結した。条約に基づき生物多様性国家戦略を策定。

生態系

川、沼、水田、山林など、あるまとまりを持った自然環境と、そこに生息するすべての生きもので構成される一体の環境をいい、これらをとりまく非生物的環境要因（太陽光、降雨、その他）も含む。

生態系の攢乱

土壤・海洋汚染など人為的な環境破壊や移入種によって生態系が乱されることをいう。

セーフティネット

安全網のこと。一般に万一の場合に備える社会的制度を指す。社会保護や年金、健康保険、雇用保険などがあり、憲法25条の「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という条文を担保するものといえる。

【た行】

第三次生物多様性国家戦略

生物多様性条約第6条に規定されている生物多様性の保全と持続的利用のための国家的な戦略あるいは計画として策定されたもので、日本の生物多様性施策の方針などを示した戦略（2007（平成19）年11月に閣議決定された）。第1部の戦略は、私たちの暮らしを支える生物多様性の重要性を解説するとともに、顕在化しつつある地球温暖化の影響について新たに

記述している。また、生物多様性から見た国土の望ましい姿のイメージを、過去100年の間に破壊してきた国土の生態系を100年かけて回復する100年計画として提示するとともに、地方・民間の参画の必要性を強調し、それらを踏まえた上で、今後5年程度の間に取り組むべき施策の方向性を4つ基本戦略としてまとめた。（基本戦略：[1]生物多様性を社会に浸透させる、[2]地域における人と自然の関係を再構築する、[3]森・里・川・海のつながりを確保する、[4]地球規模の視野を持って行動する）第2部の行動計画では、体系的・網羅的に具体的な施策を記述した上で、今回初めて、生物多様性の認知度を30%から50%以上とする、ラムサール条約湿地を10か所増やすなどいくつかの数値目標を設定するとともに、実施省庁を明記した。

定期借地権

1992（平成4年）8月に施行された借地借家法により誕生。契約で定めた借地期間の満了後は、契約の更新がなく確定的に終了する借地権。借地借家法に、一般定期借地権、建物譲渡特約付借地権、事業用定期借地権の3種類が規定されている。

都市計画マスターplan

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（県決定）」と、同法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村が策定）」のこと。具体的には、活力と魅力あるまちづくりを進めるために、まちの将来像を掲げるとともに、それを実現するために、土地をどのように利用するか、また、道路や公園などの施設をどのように整備していくかを明らかにするもの。

【な行】

農住組合

三大都市圏を中心とした地域の市街化区域内農地の所有者等が協同して、必要に応じ当面の営農を図りつつ、当該農地を良好な住宅地等へ転換するため、良好な住宅地等の造成を目的として農住組合法の規定により設立される法人をいう。

【は行】

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人口排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象を

ヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都市部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

ビオトープ

ドイツ語で生物生息空間のことだが、一般に自然またはそれに近い動植物の生息場所のことをいう。道路、河川、湖沼、流域、農村地域など地理的に区分された地域で、自然の状態の、できるだけ価値の高い生物群集が存在する生息空間を意味する。生物量の豊富な河川や水辺空間やそれに接する浸水部分などがこれにあたるが、最近では線的なつながりをもつネットワークを対象とすることも多くみられる。近年、公園や学校の校庭、ビルの屋上、調整池などに池などを人為的につくり、まちの中で生きものとふれあえる環境づくりの方法として様々なビオトープができている。

【ま行】

まちの小さなダム

コンクリート化が進んだ都市部では、集中豪雨で下水道から下水が逆流し、都市型洪水が発生している。屋根に降った雨を溜めることは、こうした都市型洪水の軽減にもなり、また、災害の際、溜めた雨水は代替水源にもなる。一戸で溜められる雨の量はわずかでも、それが無数に集まれば、ダムに匹敵するといわれている。

緑の回廊（コリドー）かいろう

一般的には、野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のあるネットワークされた森林や緑地などの空間を言い、生態系ネットワーク、あるいは単にコリドーなどとも言われている。狭義には、林野庁が国有林において生物多様性保全策の1つとして進めている、今までに指定した様々な保護林と、その間をつなぐ森林を新たな保全林とし、「保護林ネットワーク」をつくる事業を指す。

【や行】

やと

台地や丘陵地が湧水などの浸食によって複雑に刻み込まれた地形をいう。雑木林からわき出た湧水と清流が特徴。この清流を集めて古くから谷戸の水田（谷戸田）が行われてきた。このような雑木林、清流、水田のある谷戸の環境は、多様な生きものが生息する地域である。地域によっては「谷津」「谷地」とも呼ばれている。

ゆうすい 湧水

泉とも呼ばれ、地中にある地下水が自然に出口を見つけて湧き出したものをいう。

【ら行】

ランドスケープ

地形を基本とした景観のことをいう。流域の河川景観においては、山、水面、植生などの自然物と、それに入為的な作用を受けた土地及び建物や土木構造物から構成される。

流域

地表水の場合、集水域ともいい、降水が分水界（川の流域の境界）によって分けられて河川に流れ込む区域。地下水の場合にも、地下帶水層内での分水界によって地下水流域が形成されている。自然の水循環系を考える際の基本単位。

